

7修理第1183号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名称 丸文通商株式会社

事業所の
所在地 福井県福井市和田中二丁目 907 番地

事業所の
名称 丸文通商株式会社 福井支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第 136 条第 2 号の区分

許可の
有効期間 令和 8 年 5 月 1 6 日から
令和 1 3 年 5 月 1 5 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和 8 年 1 月 2 9 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

2 修理第 1 1 8 3 号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 丸文通商株式会社

事業所の
所 在 地 福井県福井市和田中二丁目 907 番地

事業所の
名 称 丸文通商株式会社 福井支店

修理区分 動物用医薬品等取締規則第 136 条第 2 号の区分

許可の
有効期間 令和 3 年 5 月 1 6 日から
令和 8 年 5 月 1 5 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 40 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和 3 年 2 月 1 2 日

農林水産大臣 野 上 浩 太 郎